

## 愛知県環境影響評価審査会武豊火力発電所部会 会議録

1 日時 平成29年6月12日（月）午後3時から午後4時10分まで

2 場所 自治センター 5階 研修室

3 議事

- (1) 武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書について
- (2) その他

4 出席者

委員10名、説明のために出席した職員11名、事業者9名

5 傍聴人

1名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書について

- ・ 議事録の署名について、山澤部会長が武田委員と田代委員を指名した。
- ・ 資料1、資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【山澤部会長】資料1の指摘事項1について、換算した石炭灰の放射能濃度は、一般の土壌と比べても、それほど高いものではないことは分かった。1点確認だが、事業者の見解で「公害防止協定に基づき、石炭中のウラン・トリウムの含有量を測定している」とあるが、これは、碧南火力発電所で使用している石炭とは違うものを調査しているということか。

【事務局】碧南火力発電所で使用している石炭中のウランやトリウムの含有量を、公害防止協定に基づき測定している。そして、測定したウランやトリウムの含有量から、比放射能等により間接的に放射能濃度を換算している。

【吉永委員】石炭灰が貯蔵されている状態で、近傍において放射線量率を測定した結果はないか。

【事務局】ご指摘のようなデータはない。

【夏原委員】部会報告案5（2）について、供用時のことだけを指摘しているように読めるが、工事中も海域に生息する動物に影響を与えるおそれがあるので、工事中も含んでいることが分かるようにした方がよい。

【事務局】海域の工事において、水の濁りが最も海生動物に影響を及ぼすものと考えられることから、部会報告案3（1）のとおり、水の濁りの影響をより一層低減するよう求め、こちらで対応できると考えていた。

ご指摘を踏まえ、5（2）の冒頭に「工事中及び供用時において、」を追加させていただきたい。

【成瀬委員】3点指摘する。1点目は、木質バイオマス燃料のみならず、亜瀝青炭も混焼することができるのが、武豊火力発電所5号機の特徴なので、部会報告案1（3）のうち「木質バイオマス燃料の混焼により、」を「亜瀝青炭や木質バイオマス燃料の混焼により、」としてはどうか。

2点目は、8（2）について、「原則」がその後のどこの文言を修飾しているかが分かりにくい。「原則、」とすれば、文章全体を修飾するので分かりやすくなると思う。今回、武豊火力発電所では木質バイオマス燃料を混焼するが、石炭専焼の場合と比べて、その灰は、有効利用がされにくいと考えている。場合によっては、衣浦1号地最終処分場に埋め立てる可能性も想定して、原則としているのか。本当に有効利用や有価物として対応できるのか。

3点目は、亜瀝青炭や木質バイオマス燃料は自然発火性があるので、貯蔵時の監視を行う必要があると考える。例えば10（2）に「自然発火が生じないような監視」を追加してはどうか。

【事務局】1点目だが、亜瀝青炭も見込んで準備書には予測値等が記載されている。一方、木質バイオマス燃料は、準備書の作成後に混焼率が決まったので、準備書にはそれが反映されていないことから、部会報告案1（3）で評価書への適切な反映を求めた。

2点目について、準備書の1328ページでは「原則、全量を有価物として売却又は有効利用する」としており、ご指摘のとおり「原則」を「原則、」に修正させていただきたい。なお、準備書1329ページのとおり、ばいじんや燃え殻は、セメント材料等として有効利用するとともに、それ以外に有価物として売却するとして、予測評価が行われている。

3点目について、自然発火を防止することは重要なことであるが、環境アセスメントではなく、安全管理において適切に対応していただく事項だと考えている。

【吉永委員】部会報告案1（3）について、木質バイオマス燃料の混焼以外にも、今後何らかの変更があることも想定されるので、「混焼により」を「混焼等により」とされたい。

9（3）について、発電設備の適切な維持管理による対応と、発電所内の省エネルギー化による対策では、二酸化炭素排出量の抑制効果が大きく違うので、2段落目を外し、その代わり、運転時の維持管理としては同じ趣旨の9（3）と9（4）を合わせてはどうか。

また、9（5）で、長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑みて、二酸化炭素低減技術を導入することを検討するよう求めているが、9（6）の再生可能エネルギーの一層の導入に努めるよう求めることも、長期的な温室効果ガスの削減に対応する意見なので合わせてはどうか。一方で、9（6）の後段の省エネ行動の支援・啓発は別の話なので、ここは外してはどうか。

【事務局】部会報告案9（5）は、CCSなど現時点では実用化・商用化されていない技術について、将来の導入を求めたものである。一方、9（6）は、技術

的には実現されている再生可能エネルギーの導入を着実に取り組み、将来の導入率を高めていただくことを求めるものとして整理させていただいた。

【吉永委員】部会報告案9（5）で気になったのは、石炭火力を維持するための技術開発を推進しているように読める。特に、「革新的な二酸化炭素低減技術の導入」は、石炭火力を前提に、より良いものをつくれれば問題ないと読めてしまう。再生可能エネルギーにシフトし、脱石炭火力が今の世界の潮流である。革新的な技術ということであれば、これら世界の時勢に対応するためのシステムを研究・開発することが重要だと思う。

【事務局】ご指摘を踏まえ、部会報告案1（3）のうち「混焼により」を「混焼等により」にさせていただきたい。

また、9（3）のうち後段の「また、」以降を、9（3）から切り離して、9（4）の後に、一つの意見として項目立てて9（5）としたい。9（5）と9（6）については、原案のとおりとさせていただきたい。

【山澤部会長】部会報告案9（5）については、石炭火力を推奨するものではなくて、もしCCS等の研究が進み、技術が確立された場合には、導入を検討するように求めるとともに、それらの研究や開発に積極的に取り組んでいただくことを強く求める意見だと理解した。

【井上委員】部会報告案10（2）について、環境監視を求める項目において、「供用前後」と「供用時」を使い分けている理由はなにか。

また、海域に生息・生育する動植物について、工事中の環境監視を行わなくてよいのか。

【事務局】「供用前後」としている項目は、温排水の影響を確認するために行う調査だが、まずは施設の稼働前に調査をした上で、施設の稼働後にも調査を行い、両者のデータを比較することで温排水の影響の有無を確認することを求めている。一方「供用時」としている項目は供用前と比較するのではなく、供用後の測定値から影響の有無を確認することを求めている。

海域の工事中的影響については、準備書の1373ページのとおり、水の濁りを環境監視することとしており、環境監視により影響が確認された場合は、適切な措置が講じられることになる。

【井上委員】部会報告案10（1）について、「環境監視の結果の公表についても検討すること」となっているが、「検討する」ではなく、「努める」の方が適当ではないか。

また、10（2）について、「環境監視を検討すること」ではなく、「環境監視を的確に実施すること」としてはどうか。

【事務局】環境監視の結果はできる限り公表されることが望ましいが、例えば海生生物の調査で希少種が確認された場合にはどうするのかなど、調査結果の取り扱いが難しい面もあることから、関係行政機関と協議の上、対応を検討していただきたいという趣旨で整理させていただいた。

部会報告案10（2）についても、今後関係行政機関と十分に調整して適切な対応を検討していただきたいということで整理させていただいた。

【井上委員】「検討する」ことだと、検討した結果、実施しない場合もあり得ると思

うがどうか。

【事務局】今回の環境監視で追加を求めている項目は、公害防止協定において担保することを想定している。公害防止協定においては、その内容について、関係行政機関から意見を聞き、協議し、決定する必要があるため、それを踏まえて整理させていただいた。

【井上委員】部会報告案10(2)について、「関係行政機関と協議の上、的確に実施すること」としてはどうか。

【事務局】部会報告案10(1)は、環境監視全般についての意見であり、(2)を包含する形の意見となっているので、委員のご指摘には対応した形になっていると考えるがいかがか。

【山澤部会長】要するに、部会報告案10(2)の意見は、具体的な項目について、環境監視に追加することについて、しっかりと検討しなさいという趣旨であり、一方、10(1)の公表についての意見は、調査結果次第では、検討の余地があるということをご指摘したいのだと思う。

井上委員は、環境監視を行うのであれば、その結果の公表について、もう少し強く求めていくべきとのご意見かと思う。

【井上委員】先ほどの事務局の説明を踏まえ、部会報告案10(1)が10(2)を包含していることが分かるように、10(1)の前段と10(2)を合わせ、10(1)の公表については、別にしてはどうか。

【事務局】環境監視の実施については、委員ご指摘のとおり修正させていただきたい。なお、公表についての意見内容は、原案どおりとさせていただきたい。

【井上委員】公表については、公表できる、できないの判断が恣意的なものとならないよう、誰もが納得できる判断により対応される必要があるのでは、そのようなことが分かるような意見とすべきではないか。

【事務局】ご指摘を踏まえ、環境監視の公表について、「関係行政機関と協議の上」を追加させていただき、行政が責任を持って対応させていただく。

【田代委員】部会報告案1(2)や3(1)の「工事量」という文言に違和感がある。工事量を調整するだと、一日当たりの工事量は減るが、その分工事期間が延びることになってしまう。工事量の抑制や調整はどのようなことを想定しているのか。

【事務局】二つの計画の工事が並行して行われるので、両工事の調整を適切に図り無駄な工事をすることがないようにという趣旨であったが、ご指摘のとおり誤解を与えるおそれがあることから、工事量に関する箇所は削除させていただきたい。

【山澤部会長】部会報告案11(4)について、「事業者とJERAの役割分担及び責任の所在を明確」とあるが、事業者とは誰を指すのか。

【事務局】中部電力を指している。

【山澤部会長】役割分担というのは、中部電力とJERAの間で、例えば武豊火力発電所の二酸化炭素の排出削減について、将来どちらがどれだけ責任を持つのかなどについて協議すべきであるという趣旨でよいか。

【事務局】評価書の内容や知事意見への対応についてどちらが責任を持つのかを明

確にすることを求めるものである。評価書の内容を全て JERA が責任を持って引き継ぐならそれでよいし、例えば販売する電力の低炭素化を求めた高度化法の対応等は中部電力と JERA が協力して対応していくことも考えられる。火力発電事業統合の詳細は公表されていないが、将来武豊火力発電所が統合された場合には、責任を持って対応していただきたいと考えている。

【山澤部会長】他に意見がなければ、事務局から修正箇所の確認をお願いしたい。

【事務局】資料3部会報告案1(2)のうち「工事量や」を削除する。

1(3)のうち「混焼により」を「混焼等により」とする。

3(1)のうち「工事量の調整、」を削除する。

5(2)の冒頭に「工事中及び供用時において、」を追加する。

8(2)のうち「原則」を「原則、」とする。

9(3)のうち「また、発電所内の省エネルギー化等による二酸化炭素排出削減対策に取り組むこと。」を切り離し、9(5)として、「発電所内の省エネルギー化等による二酸化炭素排出削減対策に取り組むこと。」とする。また、これにより9(5)を9(6)に、9(6)を9(7)に項番号をずらす。

10(1)のうち「環境監視の結果を踏まえ、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、環境監視の結果の公表についても検討すること。」の代わりに、10(2)の「環境への影響」以降の文章をそのまま持ってくる。そして、新たな10(2)として、「環境監視の結果を踏まえ、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、関係行政機関と協議の上、環境監視の結果の公表についても検討すること。」とする。

【山澤部会長】ただいま事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料3について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で部会報告とすることで了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会